

ぜん息患者の医療費救済制度を目標に環境省と「勉強会」

環境省、島論文は、「重要な論文」



九月一二日（水）、「ぜん息患者医療費救済制度」創設をめざすための「勉強会」が環境省会議室で行われました。

「勉強会」では、島正之兵庫医科大学グループが発表した「自動車排気規制による環境大気汚染レベルの低下と日本の子どもの呼吸器系及びアレルギー性疾患有症率に及ぼす影響」について意見交換が行われました。

同論文は、自動車排ガス規制を強化した結果、大気汚染が改善され、三歳児のぜん息患者が減ったと、自動車排ガスと三歳児のぜん息有症率の有意な関係を示したものです。

患者会の指摘に対し、環境省も「重要な論文である」ことを認めざるを得ませんでした。

次回の「勉強会」では各論に！

第四二回全国公害被害者総行動での大臣発言について、患者会側は「大気環境は改善傾向にあるとしても、改善傾向になったのはごく最近のことであり（公害指定地域解除後）、新規認定患者打ち切り後も、依然として高い汚染状況にあって」、その結果、新たな被害者も発生したことは事実。「（一九六九年には、）国も（公害患者が多発した事実を受け）何らかの対応をしなくてはという思いから『公害に係る健康被害の救済に関する特措法』を整備した経験をもっている」と指摘し、「医療費救済制度の検討を開始してほしい」と強く要求しました。これにたいし中川大臣の答弁は「サーベランス調査の結果を踏まえると制度をつくる状況にない」と並行線でした。

患者会側は「次回の『勉強会』では、制度実現に向けて、各論の議論をしたい」と提案。

環境省は、「より良い議論が出来ればと思う。進め方については（患者会）と相談しながら進めること」を約束しました。

「勉強会」では、約二時間にわたって意見交換をしました。

2018年10月4日

川崎公害病患者と家族の会

川崎市川崎区砂子2-8-1-304

☎044-211-0391

川崎北部のぜん息患者と家族の会

川崎市高津区下作延1-13-45-102

☎044-833-9601

ぜん息患者医療費救済を求める署名を国会に提出します

ぜん息患者発生の原因究明を

		7月	前月
総	数	7, 133	7, 087
川	崎	338	333
大	師	269	270
田	島	224	221
	幸	581	578
中	原	714	709
高	津	837	829
宮	前	1, 422	1, 417
多	摩	899	894
麻	生	1, 849	1, 836

「川崎市成人ぜん息患者医療費助成事業実施状況（平成30年7月）」

上の表は川崎市が毎月発表している「成人ぜん息患者医療費助成条例」（平成三〇年九月号）の区別（川崎区は、旧保健所管轄地域）適用者人数です。

これまで川崎区、幸区（旧公害指定地域）が大気汚染激甚地域でぜん息患者も多発していました。

上の表を見ると麻生区、宮前区、多摩区などでは、旧公害指定地域（川崎区、幸区）よりも多くの条例適用患者がいることがわかります。

アレギーやダニなどだけが原因で、ぜん息患者が発生しているとは、考えづらい状況があります。川崎市は、この状況を解明し、抜本的な対策を講じ、市民の健康を保持するための取り組みを、ぜひ、強めてほしいと思います

首都圏患者会が共同宣伝

国に「ぜん息患者医療費救済制度」創設を求め首都圏（千葉、東京、川崎、横浜）の患者が共同宣伝行動を九月一日（金）、JR千葉駅頭でおこないました。この日はあいにく朝から雨模様でしたが、宣伝を開始するころからは雨も止み、元気に宣伝行動を取り組みました。

友達と買い物に来ていた二人連れの若い女性に「友達にぜん息患者はいない」と話しかけると「います」と快く署名に応じてくれました。

第二回目の共同宣伝行動は、一月月にJR水道橋駅頭を予定しています。

また、制度を求める署名は、全国で一五万筆寄せられました。署名については臨時国会が開催される一月月に国会に提出する準備を進めています。

皆さんの更なるご支援、ご協力を心からお願いいたします。

